

# 特定非営利活動法人 北海道NPOファンド 定 款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、市民、企業等から広く資金を募り、市民による自発的な非営利公益活動を実践する市民活動団体（NPO）への助成事業を目的とする。

### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道NPOファンドと称する。

### (事業)

第3条 この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表19号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動団体（NPO）への助成支援
- ② 市民活動団体（NPO）への助成支援に関する情報収集及び調査研究
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

- ① 物品の販売及び斡旋
  - ② 役務の提供
2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

### (事務所)

第4条 この法人の事務所は、札幌市に置く。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第6条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失、退会、除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条

この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事 10名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を代表理事とする。その選任の方法は、理事の互選とする。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものとする。

6 他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事

の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

(役員職務)

第 10 条 代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 理事は、業務を執行する。

3 監事は、法第 18 条に定める職務を行う。

4 役員職務に関する事項については、法又はこの定款に定めるものの他、理事会の決議によって定める。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に係らず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 12 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

(役員報酬)

第 13 条 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

## 第 4 章 総会

(構成及び権能)

第 14 条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
  - (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第16条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 ただし、正会員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

3 また、議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の正会員が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該正会員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

4 総会の目的である事項について正会員及び理事会が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第19条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第17条及び18条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第18条第2項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会議の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成及び権能)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、出席理事の中から選出する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

- 2 理事会には、電磁的方法（テレビ電話等）により出席することができる。
- 3 理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

（招集）

第 23 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（定足数）

第 24 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 25 条 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の目的である事項について理事が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。
- 3 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
- 4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

（表決権等）

第 26 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。また、電磁的方法（テレビ電話等）により同時間に遠隔地から出席し、表決をすることができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 24 条及び 25 条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 27 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 会議に出席した理事の数及び出席者名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者並びに電磁的方法による出席者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、第 25 条第 2 項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会議の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 資産及び会計

（資産の構成及び管理）

第 28 条 この法人の資産は、会費、寄附金、財産から生ずる収益、事業に伴う収益その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

（会計及び決算）

第 29 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第 30 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

（その他の事業の会計）

第 31 条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第7章 解散及び定款の変更

### (解散)

第32条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

### (定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の変更については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

## 第8章 雑則

### (公告)

第34条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

### (雑則)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。



- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立の日から2003年9月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年9月30日までとする。
- 5 この定款は、2004年3月5日より改訂、施行する。
- 6 この定款は、2011年3月18日より改訂、施行する。
- 7 この定款は、2013年4月11日より改訂、施行する。
- 8 この定款は、2017年12月11日より改訂、施行する。
- 9 この定款は、認証の日（2019年3月14日）より施行する。
- 10 この定款は、認証の日(2021年2月2日)より施行する。

設立当初の役員名簿

理 事	上田 文雄
理 事	上野 昌美
理 事	杉岡 直人
理 事	杉山 さかゑ
理 事	田口 晃
理 事	佐藤 隆
理 事	小林 董信
監 事	田渕 直子

### 【法人基礎データの入力】

◎下記の□に「法人名」と「事業年度」と「前期繰越正味財産額」を入力してください。

● 法人名: 北海道NPOファンド

● 事業年度: 2020年10月1日 ~ 2021年9月30日

※西暦で入力・表示したい場合は、「2011」年等と入力し、年号を付けて入力・表示したい場合は、「平成23」年等と入力してください。

● 前期繰越正味財産額: [特定非営利活動に係る事業] 17,167,999円 [その他の事業] 0円 [合計] 17,167,999円

### 【検算】

◎上記の各シートを入力した後、下記の各数値を入力し、各数値が一致するかを確認してください。

活動計算書の次期繰越正味財産額:		(活動計算書の一番下の数値)
貸借対照表の正味財産合計:		(貸借対照表の下から2番目の数値)
財産目録の正味財産:		(財産目録の一番下の数値)
「一致」又は「不一致」	一致	(上記の全の数値が一致すれば「一致」と表記されます)

※財務諸表のサンプルを4パターンに分けてエクセルのデータとして用意しています。

各法人の財政規模や活動内容等に応じて、それぞれの4つのパターンの各シート(活動計算書・貸借対照表・注記・財産目録)を組み替えたり、科目等を追加・削除・修正するなどしてお使いください。

## 活動計算書

2020年10月1日～2021年9月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取寄付金			
受取寄付金		1,407,427	
2. 受取助成金等			
受取助成金		82,709,592	
3. その他収益			
受取利息	90		
雑収益	4,863	4,953	
経常収益計			84,121,972
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,474,100		
通勤費	104,800		
法定福利費	295,705		
人件費計	4,874,605		
(2) その他経費			
業務委託費	9,305,295		
諸謝金	1,310,000		
印刷製本費	96,898		
広報費	40,000		
会場費	3,560		
旅費交通費	288,834		
通信運搬費	107,968		
消耗品費	3,802		
地代家賃	558,977		
減価償却費	56,760		
支払手数料	135,904		
支払助成金	72,262,170		
その他経費計	84,170,168		
事業費計		89,044,773	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	38,070		
消耗品費	385		
諸会費	50,000		
租税公課	1,050		
支払手数料	15,840		
その他経費計	105,345		
管理費計		105,345	
経常費用計			89,150,118
当期正味財産増減額			△ 5,028,146
前期繰越正味財産額			17,167,999
次期繰越正味財産額			12,139,853

## 貸借対照表

2021年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	224,887		
普通預金	42,069,401		
未収金	14,993		
立替金	35,000		
流動資産合計		42,344,281	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	113,520		
(2)投資その他の資産			
出資金	4,000,000		
固定資産合計		4,113,520	
資産合計			46,457,801
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	11,375,889		
前受金	22,865,148		
預り金	76,911		
流動負債合計		34,317,948	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			34,317,948
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		17,167,999	
当期正味財産増減額		△ 5,028,146	
正味財産合計			12,139,853
負債及び正味財産合計			46,457,801

## 財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で、無形固定資産は定額法で償却をしています。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において償却する一括償却法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	運営(ハンドク ん基金)	越智基金	市民活動支援 基金	コープ 2018 年北海道地震 ボランティア応 援基金	いぶり基金	いぶり基金特 別枠	厚真町子ども応 援基金	子ども基金	まちのプロジェ クト基金
<b>I 経常収益</b>									
受取寄付金	487,772	0	290,400	0	117,510	0	0	0	249,000
受取助成金等	340,290	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収益	4,953	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>833,015</b>	<b>0</b>	<b>290,400</b>	<b>0</b>	<b>117,510</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>249,000</b>
<b>II 経常費用</b>									
<b>事業費</b>									
<b>(1) 人件費</b>									
給与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) その他経費</b>									
業務委託費	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	290,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000
印刷製本費	65,531	0	0	0	0	0	0	0	11,506
広報費	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	12,272	0	0	0	0	0	0	0	0
通信運搬費	18,645	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	1,452	0	0	0	0	0	0	0	0
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	73,974	0	0	0	0	0	0	0	1,540
支払助成金	0	2,085,000	0	1,250,000	900,000	0	1,850,000	0	0
<b>その他経費計</b>	<b>681,874</b>	<b>2,085,000</b>	<b>0</b>	<b>1,250,000</b>	<b>900,000</b>	<b>0</b>	<b>1,850,000</b>	<b>0</b>	<b>113,046</b>
<b>事業費計</b>	<b>681,874</b>	<b>2,085,000</b>	<b>0</b>	<b>1,250,000</b>	<b>900,000</b>	<b>0</b>	<b>1,850,000</b>	<b>0</b>	<b>113,046</b>
<b>管理費</b>									
<b>(1) 人件費</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) その他経費</b>									
通信運搬費	38,070	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	385	0	0	0	0	0	0	0	0
諸会費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	1,050	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	15,840	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>管理費計</b>	<b>105,345</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常費用計</b>	<b>787,219</b>	<b>2,085,000</b>	<b>0</b>	<b>1,250,000</b>	<b>900,000</b>	<b>0</b>	<b>1,850,000</b>	<b>0</b>	<b>113,046</b>
<b>経理区分間振替額</b>	<b>87,664</b>	<b>0</b>	<b>△ 29,040</b>	<b>286,356</b>	<b>△ 286,356</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>△ 37,350</b>
<b>当期正味財産増減額</b>	<b>133,460</b>	<b>△ 2,085,000</b>	<b>261,360</b>	<b>△ 963,644</b>	<b>△ 1,068,846</b>	<b>0</b>	<b>△ 1,850,000</b>	<b>0</b>	<b>98,604</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>2,978,268</b>	<b>3,856,105</b>	<b>546,480</b>	<b>1,090,000</b>	<b>1,068,846</b>	<b>2,010,000</b>	<b>4,100,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>3,111,728</b>	<b>1,771,105</b>	<b>807,840</b>	<b>126,356</b>	<b>0</b>	<b>2,010,000</b>	<b>2,250,000</b>	<b>0</b>	<b>98,604</b>

科 目	宮本英基金	クラブメッドトマム	北海道災害復興支援基金	北海道災害復興支援基金コロナ特別枠	北海道災害復興支援基金47コロナ基金	休眠預金コロナ特別	休眠預金通常	合計
<b>I 経常収益</b>								
受取寄付金	0	0	262,745	0	0	0		1,407,427
受取助成金等	0	0	0	0	8,008,850	56,116,986	18,243,466	82,709,592
その他収益	0	0	0	0	0	0		4,953
<b>経常収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>262,745</b>	<b>0</b>	<b>8,008,850</b>	<b>56,116,986</b>	<b>18,243,466</b>	<b>84,121,972</b>
<b>II 経常費用</b>								
<b>事業費</b>								
(1) <b>人件費</b>								
給与手当	0	0	0	0	0	2,052,000	2,422,100	4,474,100
通勤費	0	0	0	0	0	0	104,800	104,800
法定福利費	0	0	0	0	0	0	295,705	295,705
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,052,000</b>	<b>2,822,605</b>	<b>4,874,605</b>
(2) <b>その他経費</b>								
業務委託費	0	0	0	0	0	4,955,295	4,170,000	9,305,295
諸謝金	0	0	0	0	0	680,000	240,000	1,310,000
印刷製本費	0	0	0	0	4,081	0	15,780	96,898
広報費	0	0	0	0	0	0	0	40,000
会場費	0	0	0	0	0	3,560	0	3,560
旅費交通費	0	0	0	0	0	35,168	241,394	288,834
通信運搬費	0	0	0	0	0	86,203	3,120	107,968
消耗品費	0	0	0	0	0	2,350	0	3,802
地代家賃	0	0	0	0	0	384,000	174,977	558,977
減価償却費	0	0	0	0	0	0	56,760	56,760
支払手数料	0	0	0	0	440	28,160	31,790	135,904
支払助成金	0	1,153,400	0	270,000	6,490,000	47,890,250	10,373,520	72,262,170
<b>その他経費計</b>	<b>0</b>	<b>1,153,400</b>	<b>0</b>	<b>270,000</b>	<b>6,494,521</b>	<b>54,064,986</b>	<b>15,307,341</b>	<b>84,170,168</b>
<b>事業費計</b>	<b>0</b>	<b>1,153,400</b>	<b>0</b>	<b>270,000</b>	<b>6,494,521</b>	<b>56,116,986</b>	<b>18,129,946</b>	<b>89,044,773</b>
<b>管理費</b>								
(1) <b>人件費</b>	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>人件費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(2) <b>その他経費</b>								
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	38,070
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	385
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	50,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	1,050
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	15,840
<b>管理費計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>105,345</b>
<b>経常費用計</b>	<b>0</b>	<b>1,153,400</b>	<b>0</b>	<b>270,000</b>	<b>6,494,521</b>	<b>56,116,986</b>	<b>18,129,946</b>	<b>89,150,118</b>
<b>経理区分間振替額</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>	<b>△ 26,274</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>△ 1,148,400</b>	<b>236,471</b>	<b>△ 270,000</b>	<b>1,514,329</b>	<b>0</b>	<b>113,520</b>	<b>△ 5,028,146</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>0</b>	<b>1,148,400</b>	<b>99,900</b>	<b>270,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>17,167,999</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>336,371</b>	<b>0</b>	<b>1,514,329</b>	<b>0</b>	<b>113,520</b>	<b>12,139,853</b>

3. 【使途等が制約された寄付等の内訳】

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は12,139,853円ですが、そのうち使途が特定されている正味財産は下記の基金で使用される財産です。したがって、使途等が制約されていない正味財産は、3,111,728円です。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
越智基金	3,856,105	0	2,085,000	1,771,105	
市民活動支援基金	546,480	290,400	29,040	807,840	
コープ 2018年北海道地震ボランティア応援基金	1,090,000	286,356	1,250,000	126,356	
いぶり基金	1,068,846	117,510	1,186,356	0	
いぶり基金特別枠	2,010,000	0	0	2,010,000	
厚真町子ども応援基金	4,100,000	0	1,850,000	2,250,000	
子ども基金	0	0	0	0	
まちのプロジェクト基金	0	249,000	150,396	98,604	
宮本英基金	0	0	0	0	
クラブメッドトマム	1,148,400	0	1,148,400	0	
北海道災害復興支援基金	99,900	262,745	26,274	336,371	
北海道災害復興支援基金コロナ特別枠	270,000	0	270,000	0	
北海道災害復興支援基金47コロナ基金	0	8,008,850	6,494,521	1,514,329	
休眠預金コロナ特別	0	56,116,986	56,116,986	0	
休眠預金通常	0	18,243,466	18,129,946	113,520	什器備品170,280のうち113,520円が未償却となっています。
合計	14,189,731	83,575,313	88,736,919	9,028,125	

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(1)有形固定資産						
什器備品	0	170,280	0	170,280	56,760	113,520
(2)投資その他の資産						
出資金	4,000,000	0	0	4,000,000	0	4,000,000
<b>合 計</b>	<b>4,000,000</b>	<b>170,280</b>	<b>0</b>	<b>4,170,280</b>	<b>56,760</b>	<b>4,113,520</b>

## 財産目録

2021年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金預金		
手許現金	224,887	
北海道労働金庫 本店	577,081	
北洋銀行 北七条支店	8,111,665	
北海道労働金庫 本店	4,082,092	
郵便振替 ゆうちょ銀行	352,270	
北洋銀行 薄野支店	7,745,471	
北海道銀行 薄野支店	21,200,822	
未収金		
未精算諸経費	14,993	
立替金		
職員給与	35,000	
<b>流動資産合計</b>		42,344,281
<b>2. 固定資産</b>		
(1)有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	113,520	
(2)投資その他の資産		
出資金		
NPOバンク事業組合	4,000,000	
<b>固定資産合計</b>		4,113,520
<b>資産合計</b>		46,457,801
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
未払金		
休眠預金助成事業経費	5,715,295	
支払助成金	5,285,000	
給与手当	300,423	
その他諸経費	75,171	
前受金		
休眠預金(通常枠)助成金	18,730,134	
休眠預金(緊急枠)助成金	4,135,014	
預り金		
社会保険料	24,438	
源泉所得税	45,273	
住民税	7,200	
<b>流動負債合計</b>		34,317,948
<b>2. 固定負債</b>		
<b>固定負債合計</b>		0
<b>負債合計</b>		34,317,948
<b>正味財産</b>		12,139,853



# 監査報告書

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド

代表理事 樽見弘紀 殿

2021 年 12 月 13 日

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド

監 事 瀧谷 和隆

監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び活動計算書）及びその注記並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

財務諸表及びその注記並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上